

# ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2015年5月

## コミッティ活動

REGULATORY : 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / 洞口 ([khoriguchi@isda.org](mailto:khoriguchi@isda.org))

### 取引情報の保存・報告義務に関するワーキンググループ

5月22日、ISDAはメンバーとDDRJ(DTCC Data Repository)との会合を開催し、“ISDA data paper – Improving Regulatory Transparency: Key Principles for Standardizing, Aggregating and Sharing Data Across Borders in particular implementation of unique identifiers” と “ISDA OTC Taxonomy v2.0 posted for public comment” に関して本年3月に実施された調査結果について意見交換を行った。

ISDA data paper と D&R UPI and Taxonomies については、以下の URL にて閲覧可能。

<http://www2.isda.org/functional-areas/technology-infrastructure/data-and-reporting/reporting/>

<http://www2.isda.org/functional-areas/technology-infrastructure/data-and-reporting/identifiers/upi-and-taxonomies/>

Q&A セッションと、メンバー、DDRJ 間で共有された情報を通じ、市場で現在使用可能な unique identifiers の導入に関し、企業ごとの認識、アプローチ方法に基づいて、様々な賛否の検討が行われた。

### 電子取引基盤 (ETPs)

OTC デリバティブ規制ワーキンググループでの合意を受け、ISDAは「店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務についての確認書」と、当該確認書が必要な理由と提出が必要な者について説明を行った「店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務についてのご依頼」を公表した。

(詳細については [ISDA ウェブサイト](#) を参照のこと。)

平成25年4月から平成26年3月までの各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が1兆円以上として金融庁に届出を行った金融機関を対象に、ISDAは5月12日、Emailで「確認書」の提出を依頼した。提出された「確認書」は [ISDA ウェブサイト](#) に掲載される。

5月29日、金融庁は、電子情報処理組織の使用義務がかかる特定店頭デリバティブ取引について、円金利スワップ取引のうち金融庁長官が指定するものを定める件について、[草案を公表した](#)。

草案で指定されている取引は、以下すべての要件を満たす取引とされる。

- ・日本証券クリアリング機構での清算対象とされること
- ・パッケージ商品でないこと
- ・変動金利が6か月物の円 LIBOR に該当すること
- ・取引期間を通じて、当事者が想定元本として定めた金額が固定であること
- ・約定の日から2営業日後に効力発生日が到来すること
- ・スワップ取引期間が5年、7年または10年であること
- ・金利支払日及び金利更改日に係る営業日の基準となる都市が東京及びロンドンを指定するものであること
- ・営業日の調整方法として、当事者が指定した日が営業日でない場合は翌営業日、翌営業日が翌月となる場合は直前の営業日とするものであること。
- ・固定金利について、支払周期が6か月、利息計算期間の実日数を365で除したものを利息の計算方法に用いるもの
- ・変動金利について、支払周期が6か月、利息の計算期間の実日数を360で除したものを利息の計算方法に用いるもの

メンバーを対象に6月15日まで意見を募集中。金融庁への意見書の提出期限は6月29日。最終案の公表を経て2015年9月1日に施行される。

**COLLATERAL:** 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / 洞口 ([khoraguchi@isda.org](mailto:khoraguchi@isda.org))

### IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会

5月13日、IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会の会合が開催され、以下の点について検討を行った。

- 1) 金融庁との4月30日の面談について  
ISDAは、本邦信託銀行が作成した信託契約書の雛型案、信託財産における待機資金（キャッシュ）管理、会計上の取扱等を含む本邦の信託勘定を利用した分別管理・倒産隔離のメカニズム構築についての現状報告を行った。メンバーはまた、信託勘定を利用する場合のオペレーション上のフローとタイムライン、クロスボーダー取引において起こりうる問題点についても報告した。
- 2) 本邦信託銀行が作成した信託契約書の第一稿  
検討会メンバーは信託契約書のドラフトについて、主に利用者（ディーラー）の観点から検討を行った。また、より多くのメンバー（Japan Collateral Committee、Japan Documentation Committee）の意見を得るため、ドラフトを6月に回覧することに同意した。

## コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

|  |       |
|--|-------|
| <b>IM Segregation Working Group</b><br>(日本語による会議)  | 6月15日 |
| <b>Trust Banks' Fund Account Sub-Working Group</b><br>(日本語による会議)   | tbd   |
| <b>Understanding the ISDA Master Agreements Conference</b><br>Including an Overview of the Regulatory Changes to ISDA Documentation<br>(日本語によるコンファレンス) | 6月22日 |
| <b>Understanding Collateral Arrangements and the ISDA Credit Support Documents Conference</b><br>(日本語によるコンファレンス)                                       | 6月23日 |